

気象庁入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成28年9月29日(木) 気象庁総務部会議室(5F)	
委員	浅野 正一郎(国立情報学研究所名誉教授) 左近 輝明(弁護士) 杉本 洋文(東海大学工学部教授)	
審議対象期間	平成27年10月1日~平成28年3月31日	
契約の現状の説明等	入札・契約手続の運用状況等の報告	
総抽出案件	6件	備考
工 事	一般競争	1件
	指名競争	
	随意契約	
建設コンサルタント業務等	一般競争	
	指名競争	
	随意契約	
物品・役務等	一般競争	5件
	指名競争	
	随意契約	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし	

意見・質問	回 答
1．入札・契約手続の運用状況等の報告	
特に意見なし	
2．航空統合気象観測システム基礎等設計業務委託（沖縄气象台）	
<p>見積比較して積算しているが、国交省の積算基準を適用できなかったのか。</p> <p>設計作業の人工数が多いように見受けられるが、資格を持った技術者が確認したのか。</p> <p>設計者が、鉄塔の地盤に問題がないかをどうやって確認したのか。</p> <p>その設計者がこの地耐力で大丈夫だと判断したことをそのままのみにするのではなく、重要な部分は設計者より説明を受けて、气象台側でも確認したうえ、設計図書を受領する必要がある。</p> <p>これは沖縄气象台以外の部局も含めて、専門家のチェックをどう入れるかというのは検討が必要と思われる。</p>	<p>本案件の積算時に国交省で定めている「設計業務等標準積算基準書」が適用できるかについて、国交省担当部署に確認したところ「空港内工事には対応していない」との回答であったため、複数業者に見積徴収して積算している。</p> <p>当台には資格を持った職員はいない。</p> <p>仕様書に地表地質による気象施設への影響について検討を行うこととなっており、設計業者に確認したところ、地盤については大丈夫であるとの回答を得ている。</p> <p>こちらの指示した内容が盛り込まれているかどうかは、チェックしている。</p> <p>参考見積もりが出てきたときの工数を誰がどうチェックするかという点、こういったものについて地盤調査を行うかという点について、検討して参りたい。</p>

意見・質問	回 答
3. 突風等短時間予測システムの製作及びハードウェアの借用（リース）・保守並びに取付調整（予報部）	
<p>これは電子入札なのか。それとも札入れなのか。</p> <p>分離調達しなかった理由は何か。仕様書を気象庁自らの技術で作成したのであれば、仕様の内容に関して、ハードもソフトも汎用的なものに調整できたはずで、分離調達も可能だったのではないか。そうすれば、入札者は1者でなかったかもしれない。</p> <p>問題は確かに分かる。それを踏まえたうえで、どうすれば1者応札をなくせるかという方向で検討してほしい。</p> <p>今の指摘があった点について、次回にどういう検討をしたのか、他省庁との情報交換も含めて回答を期待している。</p>	<p>電子入札対象案件だが、入札参加者が紙入札を希望していれば認めることになっているため、本件は紙入札となっている。</p> <p>分離調達については推奨され過去にやった例もあるが、気象庁のような防災機関においては、障害があった場合にメーカーが違うことにより、ソフトのバグで障害があったのか、ハードの故障なのか分からなくて、障害対応に時間がかかり防災情報の提供に遅滞が生ずるようなことは避けなければならない。このことから、本件は一括調達を行ったものである。</p> <p>ハードとソフトの分離調達についても完全に分離調達の可能性がゼロだと否定はしてしまわずに、常々選択肢に入れつつ調達方法を検討していきたい。</p> <p>これまでの検討で、手続き的にできることは対応してきたところであるが、今後も継続して検討して参りたい。</p> <p>了解した。</p>

意見・質問	回 答
<p>4 . 緊急設置用火山観測装置の製作（地震火山部） 緊急設置用火山遠望観測装置の製作（地震火山部）</p>	
<p>、 共に、全く同じ日の公告で、開札も同じで、履行期限も同じであるが、どうして1件の調達としなかったのか。</p> <p>同じシステムなのに、別々に発注して、故障が起きた場合はどちらの責任になるのか。復旧にも時間が掛かるのではないか。</p> <p>緊急設置用火山移動観測装置を整備するので、緊急設置用火山観測装置と望遠鏡に分けて調達すると書いてあるが、分けて調達する案件がこれで全て終わったということか。</p> <p>本件は が高落札率で、 が低落札率となっていることから、その辺が一番気掛かりだった。ものが少し違うという理解してよいか。</p>	<p>の案件は地震計、空振計等、 の案件はカメラの調達となっている。 のカメラは汎用性のあるもの、 の地震計、空振計等に関しては専門性が高い部類になるので、対応業者が全く違ってくるといことで分けて行った。</p> <p>データを見れば判断できるので、カメラが悪いときは、カメラの方で直すという形になる。</p> <p>可搬型はこれで終了である。</p> <p>そのとおりである。</p>
<p>5 . 成田航空地方気象台の監視カメラシステムの製作及び取付調整（観測部） 緊急設置用火山遠望観測装置の製作（地震火山部） 自動視程推定値評価システム用ソフトウェアの機能追加（観測部）</p>	
<p>3件とも同じ業者が受注しているが、 の自動視程推定評価システムを当初製作したのも当該業者なのか。</p> <p>これは特にバイドールの案件であるとか、そんなことを意識しなくて、一般競争入札をしても構わなかったのか。</p>	<p>そのとおり。</p> <p>H27年度第1回入札監視委員会において委員より、バイドールで調達したシステムに関する後ほどの改修等は、入札ではなく随意契約にすべきとのご意見をいただき、昨年度3月に庁内に指示したところであるが、本件はその指示の前に行った最後の入札案件である。</p>

意見・質問	回 答
<p>機能追加の前の製品を当該業者が作ったということはどうやって知ることができるのか。機能追加と書いたのだから、その追加されるものが一体どういうものであって、誰がいつ作ったものであるのかというのはどこを見ればいいのか。</p> <p>そういうものを提供する場合は、通常、仕様書に提供方法や返却方法を記載するのではないか。</p> <p>改修対象のシステムの情報開示が不十分というような問い合わせや苦情はないのか。</p> <p>3つの案件で、積算の際の参考見積であるが、当該業者以外は全く相手方がバラバラだが、なぜか。</p> <p>見積依頼の際に、どういうふうに依頼する者を選ぶのかをルール化してはどうか。</p>	<p>仕様書の1ページに官給品という記載があるが、今あるソフトウェアと関連する資料は提供するとしている。元のシステムを作ったメーカー名は書いていない。</p> <p>仕様書の記載事項については、今後、留意する。</p> <p>そういう問い合わせ等はなかった。</p> <p>気象庁で実績がある業者を選んで連絡している。案件の規模も勘案しながら、ソフトの制作・改修の案件であれば、過去の入札に参加した者にも依頼している。</p> <p>検討していきたい。</p>
6 . まとめ	
<p>「専門家のチェックの必要性」とか、「見積もりをどうやって取るか」についてさらに検討し、また、1者入札をなくすような改善について、難しいところはあるが、検討を進めてほしい。</p> <p>次回にどういう検討をしたか聞かせていただきたい。今後はさらに適正、公正な入札契約手続きをしていただくようお願いする。</p>	